

令和5年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第8号）						
招集年月日	令和5年8月28日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年8月28日 午前10時00分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年8月28日 午前10時33分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	3番 難波 文美 4番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○			
	総務課長	山内 悟	○			
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○			
	企画政策 課長	荒川 誠一	○			
	財政課長	伊津野 博子	○			
	農林振興 課長	万江 幸一朗	○			
	建設課長	酒井 裕次	○			
	上下水道 課長	鬼塚 拓夫	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第8号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第16号 町道立野線災害復旧工事その1（R4発生災）請負契約の締結について
日程第 3 議案第17号 あさぎり町テレワーク拠点整備工事請負変更契約の締結について
日程第 4 議案第18号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第 5 報告第14号 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 6 報告第15号 専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）の報告について
日程第 7 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第16号 町道立野線災害復旧工事その1（R4発生災）請負契約の締結について
日程第 3 議案第17号 あさぎり町テレワーク拠点整備工事請負変更契約の締結について
日程第 4 議案第18号 あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第 5 報告第14号 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
日程第 6 報告第15号 専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）の報告について
日程第 7 報告第16号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和5年度あさぎり町議会第5回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、3番 難波文美議員、4番 加賀山瑞津子議員を指名します。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第16号、町道立野線災害復旧工事その1、（令和4年発生災）請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗君） どうも皆さんおはようございます。朝夕は若干過ごしやすい、いい時期になってまいりましたがけれども、昼間はまだまだ大変な暑さで、非常に残暑が厳しい状況が続いております。夏休みも終わりました、いよいよ9月定例議会が始まりますけれども、その前の議会再開ということで、御対応いただきましてありがとうございます。それでは、議案第16号につきまして、提案いたします。議案第16号、町道立野線災害復旧工事その1、令和4年発生災請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。町道立野線災害復旧工事その1、令和4年発生災請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、こ

の議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） それでは工事請負契約について説明いたします。工事の入札につきましては、8月18日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。工事の内容につきましては、工事名、町道立野線災害復旧工事その1、R4発生災。工事内容、ブロック積み。工事場所、あさぎり町皆越地内。契約金額、9,438万円。契約の相手方、あさぎり町免田東1746番地1、有限会社富山産業、代表取締役、竹村節夫。契約の方法、指名競争入札。工事の概要としましては、崩落しました法面と崩落の恐れがある既設のブロック積みを大型ブロック積みで復旧するものでございます。工事期間につきましては、令和6年2月29日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第17号、あさぎり町テレワーク拠点整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第17号、あさぎり町テレワーク拠点整備工事請負変更契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年2月16日に請負契約を締結したあさぎり町テレワーク拠点整備工事請負契約について、請負変更契約を締結する必要が生じたので、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは、議案第17号について説明いたします。本件は、令和5年2月14日に入札を行いまして、令和5年2月16日、落札業者と請負契約を締結しております。今回、請負変更契約が生じまして、議決案件となるものです。契約の内容です。工事名、あさぎり町テレワーク拠点整備工事。工事内容、建築工事、旧上保健センター改修。工事場所、球磨郡あさぎり町上北地内。契約金額、変更前、4,947万8,000円。変更後、6,593万4,196円。今回変更による増額、1,645万6,196円。契約の相手方、球磨郡あさぎり町上北195番地9、株式会社勇工務店、代表取締役緒方正朗。契約の方法、指名競争入札でございます。変更契約の内容につきましては、主にトイレ改修工事を追加したものによるものでございます。当初、1期工事が完了した後に2期工事での施工を行う予定としておりましたが、1期工事が完了した部分につきましては、オープンいたします関係で、当該施設利用者の利便性を考慮いたしまして、第1期工事に追加するものです。工期につきましては、令和5年10月31日

まで延長する予定としております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（議長、の声あり）5番橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。今回のですね、トイレ工事が追加になって、延長ということで工期が延長されることになっていきますが、もともと28日、今議決があるまでですね、本工事も止まっているような状態なんです、それは何でってということなんです。ってというのが、トイレ工事は追加ということで分かるんですが、実際工事する場合ですね、止まっているということは行政の指導があつて止まっているということなんで、そういうのを考慮してですね、やっぱ工期はですね、ちゃんとしてもらわんとですね、いかんと思うとですね。十分私も全協の中で話をしましたが、そういうことはちゃんと守っていただければと思いますが。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。ただいまの御質問ですが、工事自体が、今、ストップをしている状況でございます。これにつきましては、トイレ改修工事の関連で、玄関等をですねまだ施工が終わってませんが、同時にはつりとかですね、最後の仕上げとか、その辺りがありますので、これにつきましては、トイレ工事と一緒に施工する必要があるというところになります。他ののワーキングスペース、シェアオフィス、このあたりにつきましては、ほぼ、工事が完了しております。こういった関係で工事を行う、施工させる部分が少ないというところで全体的な工事をストップさせているところでございます。また、この分につきましては、請負業者と協議をいたしまして施工期間の延長、このあたりについて慎重に協議をさせていただいて、今回、契約期間の延長を予定するというところで協議を行っているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そこはですね十二分に話されてるということであればですね、ちゃんとした工期をね、行政のほうがちよっと悪いんですから業者としてはですね、業者に無理のないような施工をしてもらうことをお願いしたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい、ありがとうございます。この件につきましては、施工のですね安全性、この辺りを確保するために、十分な工期をとっていきたいと思っております。以上になります。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、皆越です。工程会議も、1週間に1回やられておられるようですので、今後もですね、工程会議、課長出席いただいて、10月30日のですね、工期まで間に合うように努力していただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。この件につきましても、私が出席できる範囲で工程会議のほうは出席して、状況の確認等をさせていただきたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで

討論を終わります。これから、議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第18号、あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第18号、あさぎり町長の給料の減額に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町テレワーク拠点整備工事における不適切な事務処理に対する町長の責任として、町長の給与を減額するため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第18号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。あさぎり町長の給料の減額に関する条例。令和5年9月1日から同年11月30日までの間の町長の給料月額、あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。附則でございます。施行期日、この条例は、公布の日から施行する。この条例の失効、この条例は令和5年11月30日限り、その効力を失う。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ありませんか。はい。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、報告第14号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第14号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 専決、第14号につきまして、工事請負契約の議決の一部変更を行っておりますので、御説明を申し上げます。工事請負契約の締結についての議決の一部変更について。令和5年1月27日に議会の議決を経た、旧岡原庁舎等解体工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更します。変更する事項は、契約金額でございます。1億3,354万円を1億3,413万2,203円に変更し、59万2,203円の増額となります。変更理由としては、旧岡原庁舎西側に設置されている防災無線ケーブルについて、解体時に接触による断線を防ぐため保護カバー取付け工を追加した。基礎杭撤去工について、防災無線ケーブル付近の

既存杭については、現地確認の結果、ケーブルへの接触が懸念されるため、杭撤去期間において支障となるケーブルの一時撤去、復旧工を追加した、の2点でございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第14号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番小見田です。1点お伺ひしたいということはこの工事を契約する段階において、この防災無線ケーブルの存在は、したものだと思ひますがそのときに、契約するときこういう工事が出てくることについて、想定はしてなかつたのか、その点について伺ひたいと思ひます。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。当初は、ケーブルの張り替えも検討したんですけども、このコスト面を考慮しまして、こういった保護カバーと一時撤去、による方法を採用したほうが、コスト面でですね、安価に済むということで、こちらの工事を採用したということでございます。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開いたします。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。すいません、申し訳ありません。当初はですね、防災無線ケーブルが接触するということが判明していなかつたために、工事を進めていく中で、このままだと接触するということが判明して、工事を追加するというので、すいません御説明をさせていただきます。

◎議長（森岡 勉君） よろしいですか。はい。ほかにございませぬか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、報告第15号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第15号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。報告第15号について御説明申し上げます。4ページをお願ひいたします。読み上げさせていただきます。令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第4号、令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,460万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億3,239万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5

年8月21日専決。今回の補正予算は、8月の台風6号災害に伴い、応急に必要になった経費について、専決処分により補正予算を行ったものです。9ページをお願いいたします。歳入です。目1地方交付税の普通交付税の増額につきましては、今回の補正の財源調整によるものでございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分についての説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠、目16農地費、節10需用費の修繕料及び節13使用料及び賃借料、また節15原材料費につきましては、令和5年6月末から7月上旬の豪雨、それと台風6号で被災した、課で調査したものや農家から連絡を受けて判明したもの、また、軽微なものも含め、緊急性がある被災か所7か所分の復旧に必要な経費を計上させていただいたものです。次の目4林道維持費、節13使用料及び賃借料は、林道施設について、軽微な補修、復旧に必要な経費で、緊急性があるものとして、機械借上料を計上させていただいております。また、最下段の目1農地等災害復旧費、節12委託料は、災害復旧事業費における、国庫補助対象となる被災か所1か所分について、査定に必要な設計委託料を計上させていただいたものです。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお願いいたします。歳出でございますが、3枠目の目1河川総務費、節13使用料及び賃借料につきまして、河川への倒木を撤去するための重機借上料を計上しております。次の11ページをお願いいたします。目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料につきまして、皆越地区の町道で2か所の災害が発生しておりますので、災害復旧事業を進めるための測量設計委託料を計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第15号、専決処分した令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますのでよろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、報告第16号について御説明いたします。2ページをお願いします。専決第13号、専決処分の根拠については省略をさせていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方、こちらにつきましては、記載のとおりでございます。2番以降につきましては、3ページの資料により説明をさせていただきます。1、事故発生施設あさぎり町免田、免田マン

ホールポンプ2でございます。2、事故の発生状況。令和5年5月22日午前7時15分頃、あさぎり町免田のマンホールポンプ2の汚水ポンプ故障により、汚水があふれ、相手方が耕作する圃場へ汚水が流入する事故が発生。飼料作物のイタリアンライグラスの収穫を断念せざるを得なくなり、損害を与えたものでございます。3、事故の原因。免田マンホールポンプ2の汚水ポンプが過負荷によりブレーカーが落ち、マンホールポンプが停止。汚水をくみ上げることが出来ず、マンホールからあふれ、相手方の圃場へ流入したものです。4、事故の損害額。飼料、イタリアンライグラスですが、10万8,000円。5、事故の責任割合、町が100%でございます。6、損害賠償額10万8,000円でございます。7、損害賠償金の補填につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されるものでございます。8、和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることとします。9、町の対策。事故発生当時の対応は、バキュームカーにより、マンホールからの汚水汲み取り作業を実施。すぐに代替機を手配し、その後運転を再開しております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第16号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ございませんか。11番、皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、11番皆越です。先ほど全協でですね、3ロール分を支払ったというような御説明がございました。面積を確認しておられましたら、面積をお知らせお願いしたいんですけど。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。圃場の面積につきましては、こちら台帳からの面積になりますが、2,581平米というふうになっております。

◎議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町議会第5回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前10時33分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 10 月 3 日

議 長 森岡 勉

署名議員 難波 文美

署名議員 加賀山 瑞津子